

愛媛県小学校教員養成史研究

——愛媛教育協会における教員養成事業を中心に——

(愛媛大学教育・学生支援機構) 釜田 史

The Teacher Training Projects in Ehime Education Association Around 1900

Fumito KAMATA

(平成25年7月24日受理)

はじめに

本論文は、1900年代以降の愛媛県内に設置された小学校教員養成所のうち、とくに愛媛教育協会が設置した「私立愛媛教育協会小学校教員養成所」を中心に上げ、有資格教員の供給に果たした役割を明らかにすることを目的としている。

これらの小学校教員養成所は、師範学校を経由することなく小学校教員免許状（以下、教員免許状と略記する）を取得可能な教員養成機関であった。小学校教員養成所に類似する教員養成機関やこれと深く関与していた小学校教員検定試験に関する研究は、井上恵美子を研究代表とする『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』に見られるように最近行われるようになり¹⁾、筆者はその動向に触発されこれまで秋田県を事例にその実態解明に取り組んできた。本論文は、これまでの研究成果と課題を下敷きとして愛媛県を検討するものである。

まず図1を用いながら、筆者の問題意識や小学校教員検定試験や小学校教員養成所の概要について説明しておきたい。ただし、既発表論文と重複する内容については割愛し、本論文では行論上必要な事項に限定して述べることにする。詳細は拙著を参照していただければ幸甚である²⁾。

図1は、1900年代の愛媛県における小学校教員養成システムを図示したものである。まず、小学校教員の資格については正教員と准教員の別があった。正教員は小

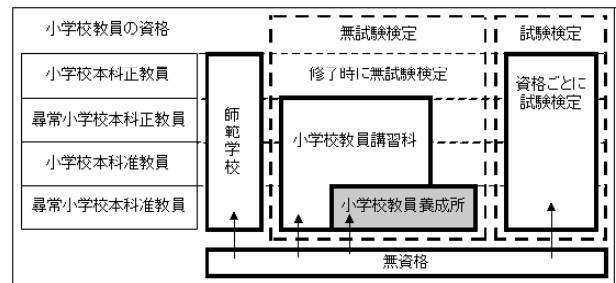


図1 1900年代の愛媛県における小学校教員養成システム

学校本科正教員と尋常小学校本科正教員の二つがあり、正教員の補助教授あるいは一時的に教授を担当した。准教員は、小学校本科准教員と尋常小学校本科准教員の二つがあり、合計四つの教員資格が存在した（行論上、小学校専科正教員は図1から除外している）。このうち尋常小学校本科正教員と尋常小学校本科准教員は、尋常小学校にのみ勤務することができ、その他は高等小学校および尋常小学校の両方を担当することができた。

次に、小学校教員の供給ルートについて述べる。図1に示したように、1900年代の愛媛県における小学校教員の供給ルートは大きく分けると次の二つであった。一つは師範学校で、師範学校を卒業すれば小学校本科正教員の教員免許状を取得することができた。いま一つは小学校教員検定試験で、師範学校を経由することなく試験に合格することができれば受験した教員免許状を取得することができた。笠間賢二が指摘するように、師範学校は小学校本科正教員のみを養成し続け、かつ入学定員には限りがあり、小学校教員全体の3割ほどを供給したに

すぎなかった³⁾。これは愛媛県についても同様の指摘をすることができ、教員免許状取得者のうち師範学校の卒業者が占める割合は戦前を通じて3割から5割程度にしか過ぎなかったのである。

戦前の小学校教育を支えた多くの教員たちが一体どのように供給されたのかという知見を、教育学界は依然として共有していない。そのことは、すでに1960年代から対村恵祐、横須賀薫、牧昌見らによって指摘されてきた⁴⁾し、船寄俊雄が「(師範学校以外の供給ルートの一―筆者注)実施主体は道府県にあったので、都道府県庁文書の残存状況によって研究成果が左右されることになるが、小学校教員養成史研究を完結するためには、必ず取り組まなければならない課題である」⁵⁾と述べたように、師範学校以外の供給ルートの解明はその重要性については指摘されつつも等閑視されたまま今日に至っているのである。「師範学校史＝小学校教員養成史」であるとする研究的な枠組みからの脱却が筆者の課題である。

師範学校以外の供給ルートである小学校教員検定試験制度には、試験検定と無試験検定の二つの方法があった。試験検定は、1900(明治33)年の「小学校令施行規則」に定められた全試験科目に合格することができれば、各段階の教員免許状を取得することができ、受験者の学力を問う試験であった。これに対し無試験検定は試験検定のように学力試験を行うのではなく、受験者の学歴などを審査し教員免許状を授与するもので、中学校や高等女学校の卒業者を小学校教員へ吸収するという役割を果たし、試験検定に比べて多くの有資格教員を供給した。

この小学校教員検定試験は毎年定期的実施されていたのだが(愛媛県の場合は毎年1回)、この他に臨時的に実施される場合があった。愛媛県の場合は、図1に示した小学校教員講習科と小学校教員養成所という二つの教員養成機関が実施する試験がそれに該当する。これらの教員養成機関においては、修了試験後に臨時的試験検定ないし無試験検定が実施され、各段階の教員免許状を取得することができたのである。

このように1900年代の愛媛県における小学校教員の供給ルートは、師範学校だけではなく多様なルートが用意されており、小学校教員養成の全体像を把握するためには小学校教員検定試験制度の解明はもちろんのこと、それに深く関与していた師範学校以外の教員養成機関の

解明も視野に入れつつ進められる必要がある。

次に、主要な先行研究について言及しておきたい。愛媛県の小学校教員養成所と類似した教員養成機関に関する研究は、京都府教育会の教員養成事業を明らかにした梶山雅史の研究⁶⁾を嚆矢として、福岡県を事例とした平田宗史の『福岡県教員養成史研究』(戦前編)⁷⁾、主として宮城県を事例として現職教育という視点から考察した佐藤幹男の『近代日本教員現職研修史研究』⁸⁾、大分県の准教員養成所について制度面だけではなく入学試験や教育内容にまで論及した松本裕司や佐藤尚子の研究⁹⁾などをあげることができる。近年では、宮城県教育会の教員養成事業を明らかにした笠間賢二の研究と、明治20年代から昭和初期にいたるまで長期にわたって展開された広島県私立教育会の教員養成事業を明らかにした大迫章史の研究が梶山雅史を編者とする『近代日本教育会史研究』に収録された¹⁰⁾。また、教員養成制度における教員養成所の位置づけを試みた加島大輔の研究¹¹⁾や、神奈川県や岡山県における准教員養成所を取り扱った遠藤健治の研究¹²⁾、兵庫県教育会の教員養成事業を明らかにした山本朗登の研究¹³⁾、宮城県教育会の教員養成講習会について受講者の経歴まで踏み込んで解明した笠間賢二の研究¹⁴⁾などがある。これらの研究に共通するのは、地方教育会の取り組みの一つであった教員養成事業を解明するという点であり、上述のように多くの府県を対象としてモノグラフが蓄積されてきた。

本論文が対象とする愛媛県を事例とする研究としては、学制百周年を記念して刊行された愛媛県教育委員会の『愛媛県教育史』(全4巻)¹⁵⁾と、影山昇の『愛媛県師範教育の歴史』¹⁶⁾の二つを代表的な先行研究としてあげることができる。影山による研究は、師範学校における教員養成だけではなく本論文が対象とする小学校教員養成所の存在を解明し、愛媛県小学校教員養成史研究の先駆的な研究であった。この影山の研究成果を一部省略ないし修正して刊行されたのが『愛媛県教育史』であり、師範学校、小学校教員検定試験、小学校教員講習科、小学校教員養成所に関する史料の一部が集積された。

このように師範学校以外による有資格教員の供給ルートに関する研究は、主として地方教育会における教員養成事業としてモノグラフが蓄積されてきた。これらの先行研究によると各府県によって実態は異なっていたが、

小学校教員養成所に関する研究のポイントは次の3点に整理することができる。第1点は、設置目的についてである。その目的とは三つあり、①教員養成を目的としたもの、②試験検定の準備教育を目的としたもの、③師範学校へ進学するための予備教育を目的としたものである。

第2点は、養成する教員資格についてである。設置当初は最低位の教員資格であった尋常小学校本科准教員養成を目的としていたが、例えば宮城県では後に尋常小学校本科正教員養成を、京都府では小学校本科正教員養成を目的とするなど、各府県で養成される教員資格が徐々に高められたことが明らかにされている。

第3点は、教員養成事業を担当した講師についてである。先行研究によれば、師範学校の教員が講師を務め、彼らが作成した試験問題によって修了試験および臨時の試験検定ないし無試験検定が行われるなどの特典が修了者に与えられていた。

本論文では、上記の点をふまえて、1900年代以降の愛媛県内に設置された小学校教員養成所の実態解明に努めたい。なお、主に使用する史料は、『愛媛県布達』、『愛媛県統計書』、『愛媛県学事年報』、『愛媛教育雑誌』(後に『愛媛教育』)、愛媛県庁文書などである¹⁷⁾。

I 「尋常小学校准教員養成所規程」の制定

1 1900年前後における小学校教員養成所設置

愛媛県が小学校教員養成所の設置に着手した時期を特定することは資料的な制約から明らかにすることはできないが、1899(明治32)年頃から①師範学校における教員養成、②小学校教員講習科における教員養成、③小学校教員検定試験の合格者という三つの対応策とともに小学校教員養成所における教員養成を新事業として立ち上げ、漸次正教員数を補充する計画が構想されていた。

愛媛県は1899(明治32)年11月1日に文部省に対し、「郡ニ於テ准教員養成所ヲ設ケ又ハ教員講習所若クハ其他ノ各種学校ヲ設立スルハ右法令上差支ナキモノト認メ不都合無之候哉」と問い合わせをしており、文部省からは「右ハ差支無之ト存候」と回答があった¹⁸⁾。「准教員養成所」に類似する教員養成機関の設置可否に関する問い合わせが、1890年代後半以降秋田県を始めとして頻発していることから、正教員数の不足を打開する有

力な方法の一つとして設置構想が立てられたのであろう。

上記の文部省の対応を受け、1899(明治32)年以降の愛媛県内では郡レベルで小学校教員養成所設置に乗り出している。例えば、東宇和郡では1899(明治32)年12月16日に開催された臨時総集会において「郡立小学校教員養成所設置按」¹⁹⁾が決議されており、その目的は「小学校教員志望者をして其目的を達しめんが為」であり、定員は30名ないし40名程度、修業年限は6ヶ月、学科およびその程度は小学校本科准教員の乙種検定(後の試験検定を指す)に対応するとされ、講師は小学校に在職中の小学校本科正教員を兼任させるとしていた。他郡の動向をみると、新居郡では同年11月26日に「郡内に教員養成所を設置せられんことを郡長に建議すること」が「討議」の一つとして掲げられ²⁰⁾、翌年2月4日に開催された常集会において本案は可決された²¹⁾。宇摩郡では、「教員補充の一法として昨年(1899<明治32>年——筆者注)七月以来准教員養成所を三島町に開設せしか目下講習生三十余名なりその中半数は師範校へ入学を志願せし……来る三十三年度には郡費を以て該養成所設置の件を可決したり」²²⁾とあり、上述した文部省への問い合わせおよび回答が寄せられる以前から、郡レベルで小学校教員養成所設置へ向けて準備が進められていたことがうかがえる。

2 「尋常小学校准教員養成所規程」の制定

上述した文部省の対応を受け、愛媛県では1899(明治32)年12月26日に「尋常小学校准教員養成所規程」が定められており、その全文は下記のとおりである²³⁾。

第一条 教員欠乏ノ急需ニ応センガ為メ郡市ハ此規程ニ依リ尋常小学校准教員養成所ヲ設クルコトヲ得

第二条 本所ノ生徒ハ左ノ資格ヲ備フル者タルベシ

- 一 品行方正
- 二 身体健全
- 三 年齢男子ハ十六年六ヶ月以上女子ハ十四年六ヶ月以上トス
- 四 修業年限四ヶ年ノ高等小学校ヲ卒業シ若クハ之レト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ

第三条 本所ノ修業期ハ六ヶ月以上一ヶ年以内トス

第四条 本所ノ学科及其程度ハ本県尋常小学校本科
准教員検定試験科目及其程度ニ同シ

但音楽裁縫ノ一科若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得

第五条 教授ノ要旨 試験方法 生徒心得ハ本県師
範学校規則ニ準スルモノトス

第六条 教授時数ハ毎週三十時以上三十六時以下ト
シ各学科ノ配當時数ハ概ネ左ノ例ニ依ル

但シ裁縫科ハ本文教授時数ノ外ニ課スルコトヲ得

修身 二時 教育 五時 国語 七時

算術 六時 地理 三時 歴史 三時

習字 三時 図画 二時 体操 三時

音楽 二時 裁縫 六時

第七条 学期ノ終リニ試験ヲ行ヒ其優等ナルモノニ
ハ左ノ甲証書若クハ乙証書ヲ授与スルモノ
トス

(甲号) 全科ノ成績優等ノモノ (書式略—筆者注)

(乙号) 某学科ノ優等ナルモノ (書式略—筆者注)

第八条 本所ノ課程ヲ修了シ教員免許状ヲ得タルモ
ノニハ二ヶ年間其郡市小学校ノ職ニ従事ス
ベキ義務アルモノトス

第九条 本所ノ教諭若干名ヲ置キ生徒ノ教育ヲ掌ラ
シム

教諭ハ小学校正教員以上ノ資格ヲ有スルモノト
ス

但シ時宜ニ依リ嘱託員ヲ置クコトヲ得

第十条 本所教諭ノ月俸ハ二十円以上五十円以下ト
ス

但シ嘱託員ハ此ノ限ニアラズ

第十一条 本所教諭ノ旅費額及其支給方法ハ本県師
範学校教諭ノ例ニ準ス

第十二条 生徒ノ修学ニ要スル一切ノ費用ハ自弁ト
ス

但シ時宜ニ依リ学資ヲ補助スルコトヲ得

第十三条 本所ニ必要ナル細則ハ郡市長ニ於テ定ム
ルコトヲ得此ノ場合ニハ知事ニ開申スベ
シ

上記によると、各郡市は「教員欠乏ノ急需ニ応センカ
為」に尋常小学校准教員養成所を設置することができ、
修業期間は6ヶ月以上1年未満、修業年限4ヶ年の高等

小学校卒業者およびこれと同等以上の学力を有する者を
入学させ、講師は小学校本科正教員免許状以上の教員資
格保持者があてられ、修了後教員免許状を取得した者には
当該郡市内の小学校で2年間の奉職義務が課せられた。

「尋常小学校准教員養成所規程」に則り、1900 (明
治 33) 年 4 月 1 日に創設された「伊予郡尋常小学校准
教員養成所」²⁴⁾ の場合について、若干言及しておきたい。
本所の修業期限は6ヶ月(4月～10月初旬)で、
講師は専任教員が1名、嘱託講師が6名の他、師範学校
教員(教育)、松山中学校教員(修身)、小学校長などが
担当した。入学者は男子が28名、女子が8名の合計36
名(平均年齢については、男子は16歳9ヶ月、女子は
16歳6ヶ月)であった。注目したいことは、師範学校
および松山中学校の教員が講師を務めていたことであり、
現職の小学校長や専任教員による教科書を使用した形式
的な講義ではなく、師範学校や松山中学校における教職
経験から培われた「熟練の方法」によって教授が行われ
たのである。確かに短期間の教員養成であり、「類化せ
る知能を十分に自発的に練習すべき時日なく」「書物
(使用した師範学校小学校教員講習科の教科書—筆者
注)の分量は相当以上に多」かったため、「卒業後の自
修に委」ねざるをえなかった。小学校教員養成所が果た
した役割は、師範学校教員などによって「(教員として
の資質を—筆者注)深く広くなし能はざる故重きを幅
の方面に置き……准教員としての形式を作り内容を拡充
する方法を授け」たことにあり、修了後教育現場にお
ける教職経験の積み重ねや各種講習会などによる教職教
養に関する知識の刷新、師範学校などへの進学によって
将来正教員となる素地を形成したのである。

II 愛媛教育協会における教員養成事業

1 1898 (明治31) 年における小学校教員養成所設置 案

愛媛教育協会において、初めて小学校教員養成所の設
置に関する議論が行われたのは、1898 (明治 31) 年 4
月 23 日から開催された「愛媛教育協会第 11 回総集
会」であった²⁵⁾。建議の一つとして、「県下適当ノ地ニ
講習所ヲ公設シ以テ小学教員養成ノ途ヲ開カレンコトヲ
知事ニ建議スルコト」があげられ、小学校教員養成所設

置可否の討議が行われた。この総集会における議論はほぼ否決を求める意見が大半であり、その要点は次の3点に整理することができる。第1点は養成期間が短く、良質な小学校教員を得られないことを問題視する意見であった。例えば、久保熊吉は「少時間ニ於テ善良ナル教員ヲ養成スルコト望ムヘカラス」と述べ、短期間の教員養成では「善良ナル教員ヲ養成」することは不可能であると主張した。久田熊三郎は「此ノ方法ニ依リテハ到底講習ノ効果ヲ見ル能ハス、夏期講習会ヲ以テ充分」であると述べて否決を求め、丹下達雄は「不良ナル教員（小学校教員養成所の修了者——筆者注）ノ小学教員ニ蠹害ヲ及ホスコト」になるとまで述べ、本案の否決を求めた。これに対し矢野正高は、「各郡ニ講習所ヲ開キ高等小学校等ノ教師ヲ講師トナシ十ヶ月間講習セシメハ准教員位ヲ養成スルコト敢テ難キニアラス」と述べ、高等小学校などの教師を講師として10ヶ月間も時間をかければ「准教員位」は養成可能であると主張した。また亀井義弘は、「明治二十年ノ頃本県各郡ニスルモノヲ設置セシコトアリシカ其成績非常ニ良好ナリシナリ之レニ由テ考フルモ講習ノ効果ナシトハ断スヘカラス」と過去の実績をあげつつ小学校教員養成所の必要性を説いた。

第2点は、設置にかかる多額の費用を懸念する意見であった。坂本里信は、「本案ノ如クセハ経費ニ幾何ヲ要シ生徒幾何ヲ養成スルヲ得ルヤト云フニ経費ニ講師ノ俸給其他ノ雑費ヲ合セ三千円ヲ要スヘク……（小学校教員養成所を修了し——筆者注）教育ニ従事スルモノハ二十名ニ過キスル少数ノ人ヲ養成スルニ莫大ノ費用ヲ投スルコトハ口之ヲ言フヘクシテ実行ニ難ク」と述べ、多額の費用を投じた割には費用対効果が低いことを指摘した。

第3点は、志願者が集まるか否かを危惧する意見であった。例えば、小森径夫は「師範学校予定ノ入学人員モ漸クニシテ之レヲ充タシタルノ今日好シ各郡ニ講習所ヲ設置スルモ生徒ヲ得ルコト難カルヘシ」と述べ、師範学校でさえ入学者の確保に苦心しているような状況下において、到底志願者を予定通り確保することは難しいと主張したのである。

最後に戸田友士が、これらの問題点を整理しつつ「教員欠乏ノ今日スル議論ヲ以テ本案ヲ打破セントスルハ甚タ不可」であり、「反対論者ハ本案ヲ置キ何ヲ以テ此ノ多数ノ欠乏ヲ補充セントスルカ」と正教員数の絶対的不足

という現実問題に対し対処策を講じる必要性を主張したが、最終的には反対多数により本案は「廃棄」された。

このように愛媛教育協会内では小学校教員養成所を設置することにに対し反対意見が続出し、他府県のように地方教育会の事業の一つとして積極的に小学校教員養成事業に乗り出すことはなかった。当該期において小学校教員養成の質的確保に関する意識が愛媛教育協会内に存在していたことは評価できるが、小学校教員養成所が設置に至らなかった最大の要因は逼迫した財政状況にあったと考えられる。愛媛教育協会の「会計は極度に窮迫して雑誌発行の運用資金にも困難を感じ一時は中止せんとした程」に逼迫しており、県からの補助金を受けることができたのは翌1899（明治32）年以降のことであった²⁶⁾。

2 私立愛媛教育協会小学校教員養成所の設置

1900年代後半に至ると、「殊に明治四十二年以後義務教育年限延長実施後の学級増加に伴ふ教員の不足を不足を来すことは必然のこと」であり、かつ「固より教員の養成は師範学校の職分であるけれ共当時の本県師範学校の規模では到底教育界に要求するに足る人員を養成することが出来なかつた」²⁷⁾ため、愛媛教育協会は再び小学校教員養成所の設置構想を立てた。

『愛媛教育雑誌』によれば、愛媛教育協会は1907（明治40）年10月から「私設事業」として小学校教員養成所を設置し正教員補充策が計画されていた。すなわち、「(一) 尋常科准教員を正教員となし、(二) 私立女学校卒業生を小学校専科正教員並に尋常科准教員となし、(三) 中学校卒業生を小学校本科正教員となすに適當なる教育機関を設け、専任教員数名と嘱託教員とを置いて、県下教員の補充を計らんとする計画」²⁸⁾である。(一)は教員資格の上進を目的とし、(二)および(三)はそれぞれ中等教育機関の卒業生を小学校教員へ吸引させることを目的とする設置計画であり、最も効率よく正教員数を供給できる方法であったといえよう。ただし上記の計画は愛媛教育協会が自ら積極的に着手したのではなく、「県では本教育会へ補助を与へて教員養成所を設置せんことを勧奨」されたからであり、「それ故本会では県下教育会の状勢を察し、且つ県よりの勧奨に基いて臨時小学校教員養成所を設け、教員不足の欠陥を救済」²⁹⁾したのである。

1907（明治 40）年 6 月 20 日に開催された幹事会において「教員養成所設置方法に関する件」が初めて協議され、続く 7 月 8 日に開催された役員会では「小学教員養成の為に県費補助請願の件」が評定され、本年 10 月より「臨時小学校教員養成所」を設置するにあたり県に対し 1,400 円の補助金を請願することが決定された。同年 8 月 1 日付の会計報告によれば、「四十年八月中収入高」として 1,400 円が計上された。その後、愛媛教育協会では小学校教員養成所設置に向けて準備が進められており、それらの動向を整理したものが表 1 である。

表 1 愛媛教育協会における設立準備状況

日付	事項
9月5日（幹事会）	・教員養成所教師嘱託の件 ・全教室借入手続の件 ・全試験準備の件
9月12日（幹事会）	・養成所試験準備に関する件
9月19日（幹事会）	・教員養成所第三部主任招聘の件 ・同上用机腰掛の借入運搬等に関する件
9月21日（幹事会）	・養成所入学生徒心得及合格者通知の件 ・同上講師嘱託の件 ・同上宿舎受負人に交渉の件
9月26日（幹事会）	・教員養成所寄宿舎請負方契約の件 ・教員養成所用機器具設備の件
10月3日（幹事会）	・教員養成所女子部寄宿舎請負人変更の件

[注] 『愛媛教育雑誌』第 245 号、1907（明治 40）年 11 月 28 日、62 - 63 頁より作成した。

1907（明治 40）年 9 月 22 日付で発刊された『愛媛教育雑誌』には、「私立愛媛教育協会小学校教員養成所規程」が掲載されており³⁰⁾、「入学書式」等を除く全文は下記のとおりである。

- 第一条 本県小学校教員ノ欠ヲ補フ為メ本会ニ教員養成所ヲ置ク
- 第二条 本養成所ハ本年十月一日ヨリ開始シ明治四十一年三月二十五日ヲ以テ閉鎖シ学年学期ヲ分タズ
- 第三条 本養成所ニ左ノ三部ヲ置ク
 - 第一部 小学校本科正教員養成

第二部 尋常小学校本科正教員養成

第三部 尋常小学校准教員兼裁縫専科正教員養成

第四条 各部ノ入学者ハ年齢十四年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ小学校令施行規則第四百条各号ニ該当セザルモノタルベシ

第一部 公私立中学校卒業生

第二部 尋常小学校准教員ノ資格ヲ有スル者及ヒ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニツキ試験法ヲ以テ選抜入学セシム但シ試験科目ハ国語及算術ノ二科トス

第三部 四年程高等小学校女子卒業生及ビ之ト同等ノ学力アリト認ムル女子

第五条 各部の教科目並ニ毎週教授時数左ノ如シ但シ課程ハ各部共目的トセル教員検定試験ノ程度ニ準ス

第一部

教科目	時数	教科目	時数
修身	一	物理化学	二
教育	一〇	習字	一
国語	三	図画	一
地理歴史	二	音楽	三
数学	三	体操	二
博物	二		

第二部

教科目	時数	教科目	時数
修身	二	地理歴史	四
教育	六	理科	六
国語	四	図画	二
算術	四	体操	二
裁縫	三時以上		
裁縫ハ女子ノタメ特ニ加フルモノトス			

第三部

教科目	時数	教科目	時数
修身	二	理科	三
教育	二	唱歌	三
国語	三	体操	二
算術	三	裁縫	九
地理歴史	三		

第六条 （略一筆者注）

第七条 各部生徒定員並ニ授業料左ノ如シ

第一部 定員四十名 一ヶ月金一円

第二部 定員五十名 一ヶ月金八十銭

第三部 定員五十名 一ヶ月金五十銭

第八条 入学志願者ハ左記様式ニヨリ小学校令施行規則第百四条ニ関シ町村長ノ証明ヲ受ケ履歴書ヲ添付シ本年八月末日限り本会事務所宛願書ヲ提出スヘシ

第九条 入学志願者ノ定員ヲ超過シタル場合ハ試験ニヨリ選抜スルコトアルヘシ試験科目ハ国語算術ノ二科トス

第十条 生徒在学中事故ニヨリ退学セントスルトキハ理由ヲ詳記シ出願ノ上許可ヲ受クヘシ

第十一条 在学中性行不良教員タルニ適セスト認メタルモノアルトキハ直ニ退学ヲ命ス

第十二条 本養成所ニ主幹一名専任教員各部一名嘱託講師若干名ヲ置ク主幹ハ本養成所一切ノ事務ヲ統轄シ教員ハ生徒ノ教育ニ任スルノ外主幹ノ指揮ヲ受ケテ庶務ニ従事シ講師ハ教務ヲ担任ス

第十三条 生徒学業ノ進歩ヲ考査スルタメ臨時試験及卒業試験ヲ行フ

臨時試験ハ各部科受持教師ニ於テ必要ト認メタルトキ主幹ノ同意ヲ得隨時之ヲ行フ卒業試験ハ閉鎖前之ヲ行ヒ合格者ニ卒業証書ヲ授与シ不合格者ニハ学習証書ヲ授与ス

(備考) 各部卒業生ニハ其卒業成績ニヨリ相当教員免許状ヲ下附セラレンコトヲ其筋ニ請願中ナリ

入学書式 (略一筆者注)

私立愛媛教育協会小学校教員養成所の特徴は下記の3点である。第1点は、正教員養成が設置目的であったことである。本所は第1部から第3部までに分けられ、修業期間はいずれも6ヶ月であった。第1部は最上位の教員資格であった小学校本科正教員養成が目的であり、公私立中学校の卒業生を対象としたため「教育」の教授が最も重視された。第2部は尋常小学校本科正教員養成が目的であり、尋常小学校本科准教員免許状所持者およびこれと同等以上の学力を有する者を入学させ、定員は50名であった。第3部は尋常小学校本科准教員および小学校専科(裁縫)正教員養成が目的であり、高等小学校卒業生(女子に限定)およびこれと同等以上の学力を

有する者を入学させ、定員は50名であった。第1回入学者は「三百余名の志願者中より精選」された結果、第1部は33名(男子)、第2部は52名(そのうち女子は6名)、第3部は47名(女子)でほぼ定員を満たした³¹⁾。

第2点は、師範学校教員が深く関与していたことである。担当講師については、第1部は愛媛県師範学校教員が担当し、第2部は専任教員1名と兼務教員2名を配置しつつそれ以外については師範学校教員が担当し、第3部は専任教員1名が配置された他は師範学校教員が担当した。なお、設置場所については、第1部および第2部は師範学校内、第3部は松山第二尋常高等小学校内であった。つまり、ほぼ師範学校内であった師範学校教員によって教員養成が実施されていたのである。

第3点は、修了試験の成績に応じて臨時の試験検定ないし無試験検定が実施されたことである。本所の試験は二つあり、一つは臨時試験で各教師が「必要ト認メタルトキ」に実施され、いま一つは卒業試験で修了時に実施され合格者には卒業証書が、不合格者には学習証書がそれぞれ授与された。修了生に対しては、「其卒業成績ニヨリ相当教員免許状ヲ下附セラレンコトヲ其筋ニ請願中」とあり、卒業試験の成績に応じて臨時の試験検定ないし無試験検定が実施されたと推測される。

第1回修了者を対象に実施された「臨時小学校教員検定試験」の結果は、小学校本科正教員免許状取得者は卒業生33名中29名(合格率:87.9%)、尋常小学校本科正教員免許状取得者は52名中52名(合格率:100%)、尋常小学校本科准教員免許状兼小学校専科正教員免許状(裁縫)取得者は47名中39名(合格率:83.0%)であった³²⁾。1908(明治41)年度に実施された試験検定および無試験検定の合格率と合格者数を列挙すると、小学校本科正教員の試験検定は合格者数99名(合格率:62.7%)、無試験検定は合格者数9名(合格率:64.3%)、尋常小学校本科正教員の試験検定は合格者数15名(合格率:7.6%)、無試験検定は合格者数9名(合格率56.3%)であり³³⁾、これらの数値と比較すると合格率および合格者数ともに高い数値を示しており、本所は有力な有資格教員の供給源であったといえる。

3 私立愛媛教育協会小学校教員養成所の拡大

1909(明治42)年4月に行われた愛媛教育協会総集

会では、本年度の事業の一つとして小学校教員養成所の存続が掲げられた³⁴⁾。

四十年度始メテ設置セル臨時小学校教員養成所ハ県下ノ実況ニ鑑ミ当分存続ノ必要ヲ認メ乃チ名称ヲ改メ学則ヲ変更シ県費補助三百円ノ増額ヲ請ヒ専任教師三名嘱託講師十四名ヲ置キ修業年限ヲ二ヶ年トスル第一部尋常小学校本科正教員タラシメントスル者四十九名修業年限ヲ一ヶ年トセル第二部尋常小学校准教員兼裁縫科専科正教員タラシメントスル者四十九名第三部尋常小学校准教員タラシメントスル者五十八名ヲ選抜入学セシメ

上記のうち、①学則の変更、②県費補助の増額、③教員組織の変更の3点について述べる。第1点は、学則の変更についてである。『愛媛教育雑誌』には、改正された「私立愛媛教育協会小学校教員養成所規程」が掲載されており、以前の規程と比較し改正点を箇条的に整理すると次の4点である。

- ① 養成する教員資格を変更したこと。
- ② ①の変更に伴い、入学者の資格を変更したこと。
- ③ ①の変更に伴い、カリキュラムを変更したこと。
- ④ 入学定員、授業料を変更したこと。

まず①については、従来までと同じく第1部から第3部で構成されていたが、第1部は尋常小学校本科正教員養成、第2部は尋常小学校本科准教員兼小学校裁縫専科正教員養成、第3部は尋常小学校本科准教員養成が目的とされ小学校本科正教員養成は中止された。①の変更に伴い、入学資格は第1部は尋常小学校本科准教員免許状所持者およびこれと同等以上の学力を有する者、第2部および第3部は修業年限2ヶ年の高等小学校卒業生およびこれと同等以上の学力を有する者であるとされ、かつ第2部については女子に限定された。なお、いずれも入学定員は100名まで増員された。

次に、②県費補助の増額についてである。愛媛教育協会の会計報告を年度ごとに整理したものが表2である。表2によると、1908(明治41)年以降は毎年1,700円

表2 私立愛媛教育協会小学校教員養成所の経費(収入額)

年 度	県費補助	雑収入	繰越金	合 計
1907 (明治40) 年度	1,400 円	604 円	0 円	2,004 円
1908 (明治41) 年度	1,700 円	919 円	55 円	2,675 円
1909 (明治42) 年度	1,700 円	1,215 円	494 円	3,110 円
1910 (明治43) 年度	1,700 円	1,206 円	458 円	3,365 円

[注] 愛媛教育協会編著『愛媛教育』第253号、1908(明治41)年7月25日、36-37頁、同第263号、1909(明治42)年5月25日、12-13頁、同第275号、1910(明治43)年5月25日、20-21頁、同第288号、1911(明治44)年6月25日、65頁より作成した。

の県費補助を受けつつ、授業料などによる雑収入および前年度からの繰越金によって安定的な運営がなされており、入学定員が増員されたことも影響して年々規模が増大していたことがうかがえる。

最後に、③教員組織の変更についてである。従来まではほぼ師範学校内に設置され師範学校の教員によって教授が行われていたが、例えば1909(明治42)年度の場合は「主幹一名(竹井貞太郎)専任教師三名(何れも東京高等師範学校卒業生)嘱託講師二十名(中等学校教員若くは小学校長)を置き尋常小学校本科正教員たらんとするもの三学級小学校裁縫専科正教員兼尋常小学校准教員たらんとするもの一学級計四学級百七十四名を収容し松山高等小学校の一部を仮用して教授せり」³⁵⁾とあり、東京高等師範学校卒業生や中等学校教員、小学校長が講師を担当し、かつ設置場所も師範学校から分離し松山高等小学校の一部分を使用し教員養成が行われた。

修了試験の成績について若干触れておきたい。1909(明治42)年度修了生のうち「臨時小学校教員検定試験」による合格者数は、尋常小学校本科正教員免許状取得者が81名、尋常小学校本科准教員免許状取得者が8名、小学校専科正教員免許状(裁縫)取得者は13名、尋常小学校本科准教員免許状および小学校専科正教員免許状(裁縫)取得者は15名であり³⁶⁾、とりわけ尋常小学校本科正教員を供給する役割を果たしていた。

4 各郡における小学校教員養成所の設置状況

愛媛教育協会には郡市役所が設置されていた松山、温泉、越智、周桑、新居、宇摩、上浮名、伊予、喜多、西

表3 1908(明治41)年度における小学校教員養成所の設置状況

名称	公私	創立年	期間	学級数	教員数	生徒数	卒業者数
宇摩郡准教員養成所	郡立	明治40年	6ヶ月	2	6名	79名	58名
越智郡准教員養成所	郡立	明治40年	6ヶ月	1	4名	29名	25名
南宇和郡准教員養成所	郡立	明治40年	6ヶ月	1	6名	50名	50名
私立伊予教員養成所	私立	明治39年	1年	2	4名	91名	90名
私立上浮穴郡尋常小学校准教員養成所	私立	明治40年	1年	1	5名	28名	16名
私立新居部会小学校准教員養成所	私立	明治40年	6ヶ月	1	5名	33名	33名
私立大成会小学校准教員養成所	私立	明治40年	6ヶ月	1	8名	43名	43名
私立周桑郡尋常小学校准教員養成所	私立	明治40年	6ヶ月	1	5名	57名	55名
私立喜多郡准教員養成所	私立	明治40年	6ヶ月	1	12名	54名	51名

〔注1〕『明治四十一年 愛媛県統計書』204-207頁より作成した。

〔注2〕「卒業者数」とは、創立以来の卒業者数を指す。

宇和、東宇和、北宇和、南宇和の1市12郡それぞれに部会が設置されており³⁷⁾、上述した私立愛媛教育協会小学校教員養成所設置を契機として各部会などにおいても続々と小学校教員養成所が設置された。小学校教員養成所の設置状況を整理したものが図2および表3である。

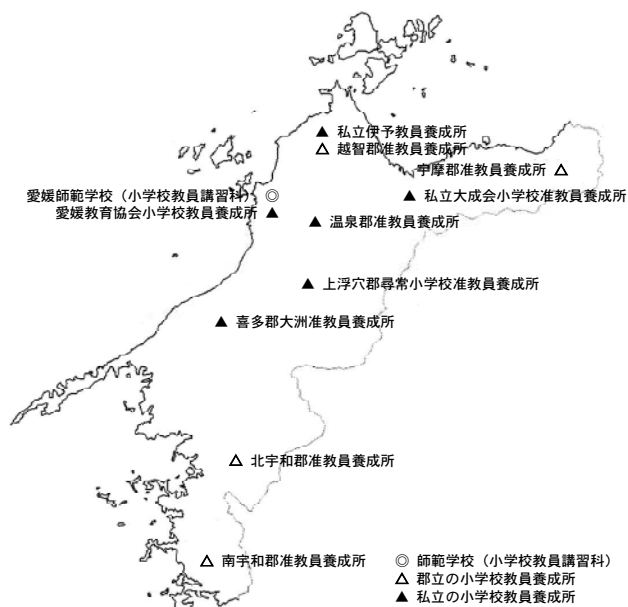


図2 小学校教員養成所の設置状況

図2に示したとおり、愛媛県内には10ヶ所(松山、温泉郡、上浮穴郡、越智郡、喜多郡、宇摩郡、北宇和郡、南宇和郡、新居郡)に郡立ないし私立の小学校教員養成

所が設置されていた。そのほとんどが尋常小学校本科准教員養成を目的としたものであり、各地域における教員養成を担いつつ、師範学校へ進学するための予備教育と小学校教員検定試験の受験準備教育が実施され、漸次正教員数を増加させるための一翼を担ったのである。

1912(大正元)年度に修了時に実施された臨時の小学校教員検定試験の結果を列挙すると、私立伊予教員養成所の場合は77名の修了者のうち尋常小学校准教員免許状取得者は30名(合格率:39.0%)、西宇和郡准教員養成所の場合は41名中11名(合格率:26.8%)、私立上浮穴郡准教員養成所の場合は22名中5名(合格率:22.7%)であった³⁸⁾。同年度の尋常小学校本科准教員における試験検定の合格者数は54名(合格率:21.6%)であり³⁹⁾、これと比較すると小学校教員養成所の結果は決して低くない数値であったことがわかる。

一方、私立愛媛教育協会小学校教員養成所は、1910(明治43)年に至ると第1部および第2部の他に修業期間が6ヶ月の講習部を設置し、高等女学校卒業者を対象とする尋常小学校本科正教員養成に着手した。同年の卒業者数は第1部は39名、第2部は46名、講習部は34名で、このうち尋常小学校本科正教員免許状取得者数は81名、尋常小学校本科准教員免許状取得者数は8名、小学校専科正教員免許状(裁縫)取得者数は13名であり⁴⁰⁾、尋常小学校本科正教員養成に力が注がれた。

しかし1912(明治45)年度にいたると、「県に於て

新たに乙種講習部（小学校教員講習科のうち乙種講習科を指す——筆者注）を設けられ従来支出されたる県費補助を廃止せられたるか為め本年（明治 45 年——筆者注）三月限り同所を廃止する」ことが決定され、私立愛媛教育協会小学校教員養成所在学中の生徒については「本県師範学校乙種講習生として之を引継ぎ教育すること」⁴¹⁾になった。翌 1913（大正 2）年度の『愛媛県統計書』によると、「越智郡設教員講習所及私立上浮穴郡尋常小学校准教員養成所ノ二ヶ所ハ前年度末ヲ以テ之ヲ廃止シ私立北宇和郡教員養成所、私立大成協会ノ二校ハ入学者少ナク経済上ノ都合ニヨリ之レヲ廃止スルニ至レルヲ以テ目下ハ只一校ノ養成所ヲ存続サセルカ卒業生ハ直ニ検定試験ニ応試シ或ハ師範学校ニ入学スルモノノ階梯トナリ直接間接ニ教員補充ニ資スル所アリ」⁴²⁾とあることから、「只一校ノ養成所」⁴³⁾を残しすべての小学校教員養成所は入学者数の減少や維持にかかる経費の関係で廃止された。このように 1910 年代に入ると、愛媛県内に設置されていた小学校教員養成所による尋常小学校本科正教員および同准教員養成ではなく、小学校教員に「最も必要なる教授訓練等特別なる素養」を兼ね備えた「優良教員を得る」⁴⁴⁾ために師範学校における教員養成（小学校本科正教員養成および小学校教員講習科における尋常小学校本科正教員養成）に一本化されたのである。

おわりに

最後に、小学校教員養成所が果たした役割と今後の課題について整理しておきたい。第 1 点は、小学校教員養成所は師範学校や小学校教員講習科における教員養成、通常の小学校教員検定試験による合格者だけでは補いきれない有資格教員の有力な供給源であったことである。小学校教員養成所が果たした直接的な役割は有資格教員を供給したことにあり、修了後に実施された臨時の小学校教員検定試験の結果がその証左である。小学校教員養成所が間接的に果たした役割は、単に粗製濫造の准教員を養成していたのではなく、将来的に正教員へと教員資格を向上すること（師範学校へ進学、教職経験の積み重ねなど）を想定し幅広い視野を持つ教員養成が師範学校教員を中心に繰り広げられていたことである。小学校教員検定試験合格者と小学校教員養成所修了者との決定的

な違いは、前者はほぼ独学による学力の積み重ねが重視されているのに対し、後者は 6 ヶ月から 1 年間にわたる長期のスクーリングを経て教員免許状を取得したことである。つまり、小学校教員養成所は単に文字通り准教員養成だけを行っていたのではなく、包括的にみれば正教員に求められる資質の素地を形成していたのであり、きわめて師範学校に類似した教員養成機関として位置づけられるのではないだろうか。上記は師範学校の教員養成だけを研究対象にしては見えてこない事柄であり、師範学校以外の場における小学校教員養成史研究の蓄積が必要不可欠な所以である。本論文は、愛媛県の場合を事例としてその蓄積に貢献しようとするものである。

第 2 点は、多分に推測の域を脱し得ないが、愛媛県および秋田県における小学校教員養成所に関する研究を遂行する中で浮かび上がってきたことは、小学校教員養成所の認定システムは戦後における課程認定制度の前史にあたるのではないかということである。すでに中等教員養成については、大谷奨が戦前と戦後の連続性に着目し、戦後の課程認定制度は「戦前の無試験検定制度に連続するシステムではないか……課程認定制度は許可学校制度の『復活』ではないか」⁴⁵⁾と指摘している。本論文では紙幅の関係で詳しく取り上げることはできなかったが、愛媛県庁文書には小学校教員養成所の設置願が残されており、審査対象（学則<カリキュラムを含む>、教員組織、財政、教室や寄宿舎の手配などの学習環境など）を記した申請書類を事前に文部省に提出し、一定の基準に達しなければ設置認可が下りなかったのである⁴⁶⁾。つまり、文部省が郡レベルの小学校教員養成所まで質的・量的規制を行っていたことを指し、すでに戦前において戦後の課程認定制度にきわめて類似した教員養成システムが採られていたことになる。今後は、戦後の課程認定制度との連続性も視野に入れつつ、小学校教員養成所が果たした役割を明らかにしていきたい。

注

- 1) 井上恵美子（研究代表）『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究——教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析——』平成 14 年度～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、2006

- 年。
- 2) 小学校教員検定試験に関する先行研究および筆者の問題意識については、拙著『秋田県小学校教員養成史研究序説——小学校教員検定試験制度を中心に——』学文社、2012年を参照していただければ幸甚である。
- 3) 笠間賢二「宮城県の場合——運用と実際の基礎的検討」、注1) 所収論文、27頁。笠間は、その後も宮城県を事例として無試験検定の実態解明に取り組んでおり、関連する論文としては、同「小学校教員検定に関する基礎的研究——宮城県を事例として——」『宮城教育大学紀要』第40巻、2006年、同「小学校教員検定制度研究の必要性」日本教育史研究会編著『往来』No.165、2006年、同「小学校教員無試験検定に関する研究——宮城県を事例として——」『宮城教育大学紀要』第42巻、2008年などをあげることができる。
- 4) 対村恵祐「初等教員の資格制度」中島太郎編著『教員養成の研究』第一法規、1961年、横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」『国民教育研究所年報』1965年度、1966年、牧昌見『明治20年代における初等教員資格制度の改革』東北大学教育学部『研究年報』第14巻、1966年。
- 5) 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」日本教育史研究会編著『日本教育史研究』第13号、1994年、84頁。なお、船寄は「日本の教員史研究」教育史学会編著『教育史研究の最前線』日本図書センター、2007年においても小学校教員検定試験制度史研究の必要性を説いている。
- 6) 梶山雅史「京都府教育会の教員養成事業」本山幸彦編著『京都府会と教育政策』日本図書センター、1990年所収論文。
- 7) 平田宗史『福岡県教員養成史研究』（戦前編）海鳥社、1994年。
- 8) 佐藤幹男『近代日本教員現職研修史研究』風間書房、1999年。
- 9) 野村新・佐藤尚子・神崎英紀編著『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究——戦前日本における地方実践例の解明——』渓水社、2001年所収論文。
- 10) 梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年所収論文。
- 11) 加島大輔「明治30年代における小学校教員養成制度構想——師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向——」『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、2011年。
- 12) 遠藤健治「岡山県下における小学校教員養成所の展開——設置目的の変遷を中心として——」中国史国教育学会編著『教育学研究紀要』第54巻第1号、2008年、同「戦前期、岡山県下における小学校教員養成所の研究——高等小学校政策の展開に伴う専科正教員養成所の変遷——」同『教育学研究紀要』第55巻第1号、2009年など。
- 13) 山本朗登「1900年前後における兵庫県教育会の教員養成事業」日本教師教育学会編著『日本教師教育学会年報』第17号、2008年。
- 14) 笠間賢二「近代日本における『もう一つ』の教員養成」梶山雅史編著『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年所収論文。
- 15) 愛媛県教育センター内教育史編集室編著『愛媛県教育史』全4巻、愛媛県教育センター、1971年。
- 16) 影山昇『愛媛県師範教育の歴史』青葉図書、1974年。
- 17) 戦前の愛媛県に関する基礎的な教育史資料は、ほぼ愛媛県立図書館内のえひめ資料室に所蔵・管理されている。具体的な史料をあげると、『愛媛県布達達書』（明治期はすべて筆書、大正期から『愛媛県報』）、『愛媛教育雑誌』『愛媛教育』、愛媛県庁文書である。愛媛県庁文書については、明治期のみ同館に所蔵されており、大正期以降は愛媛県庁で所蔵されており閲覧等はできない。なお、県立図書館に所蔵されている明治期の県庁文書の目録は、ホームページから閲覧可能である。この他、『愛媛県統計書』『愛媛県学事年報』については、愛媛県立図書館に数部所蔵されている他、国立国会図書館による近代デジタルライブラリーに掲載されている。愛媛大学附属図書館には『愛媛教育雑誌』『愛媛教育』が所蔵されている。
- 18) 『文部省例規類纂』第3巻、大空社、1987年、191頁。

- 19) 『愛媛教育雑誌』第 151 号、1900 (明治 33) 年 1 月 25 日、32 頁 (愛媛大学附属図書館所蔵。以下、『愛媛教育雑誌』『愛媛教育』は同館所蔵のものによる)。
- 20) 注 19) に同じ、同頁。
- 21) 『愛媛教育雑誌』第 153 号、1900 (明治 33) 年 3 月 26 日、18 頁。
- 22) 『愛媛教育雑誌』第 152 号、1900 (明治 33) 年 2 月 27 日、38 頁。
- 23) 「明治三十二年 愛媛県布達達書 全」(愛媛県立図書館えひめ資料室所蔵)。
- 24) 『愛媛教育雑誌』第 159 号、1900 (明治 33) 年 9 月 28 日、15 ～ 16 頁。以下、本所に関係する引用はすべてこれによる。
- 25) 『愛媛教育雑誌』第 131 号、1898 (明治 31) 年 5 月 20 日、21 ～ 45 頁。以下、小学校教員養成所設置可否に関する引用はすべてこれによる。
- 26) 愛媛県教育会編著『愛媛県教育会五十年史』1937 (昭和 12) 年、23 ～ 24 頁 (愛媛県立図書館えひめ資料室所蔵)。
- 27) 注 26) に同じ、29 頁。
- 28) 『愛媛教育雑誌』第 241 号、1907 (明治 40) 年 7 月 20 日、2 頁。
- 29) 注 26) に同じ、87 頁。
- 30) 『愛媛教育雑誌』第 243 号、1907 (明治 40) 年 9 月 22 日、77 - 79 頁。
- 31) 『愛媛教育雑誌』第 244 号、1907 (明治 40) 年 10 月 20 日、61 頁。
- 32) 『愛媛教育』第 251 号、1908 (明治 41) 年 6 月 5 日、14 頁。なお、この他、小学校専科正教員免許状 (裁縫) のみの取得者が 8 名であった。
- 33) 『明治四十一年 愛媛県統計書』(近代デジタルライブラリー) より算出した。
- 34) 『愛媛教育』第 263 号、1909 (明治 42) 年 5 月 25 日、7 ～ 8 頁。
- 35) 『愛媛教育』第 266 号、1909 (明治 42) 年 8 月 25 日、6 頁。なお、1910 (明治 43) 年には生徒数の増加に伴い、同年 12 月より設置場所が師範学校 (2 学級) と高等女学校 (1 学級) にそれぞれ変更されている。同第 282 号、1910 (明治 43) 年 12 月 25 日、2 頁。
- 36) 『愛媛教育』第 275 号、1910 (明治 43) 年 5 月 25 日、8 頁。
- 37) 注 26) に同じ、18 頁。
- 38) 『愛媛教育』第 307 号、1912 (大正元) 年、12 月 25 日、28 頁。
- 39) 『明治四十五年 大正元年 愛媛県統計書』(第二編学事) (近代デジタルライブラリー) より算出した。
- 40) 『愛媛教育』第 300 号、1912 (明治 45) 年 5 月 25 日、49 頁。
- 41) 注 26) に同じ、88 頁。
- 42) 『大正二年 愛媛県統計書』(第二編 学事) 8 頁、(近代デジタルライブラリー)。
- 43) 「只一校ノ養成所」とは私立伊予教員養成所を指し、1906 (明治 39) 年の設置以来継続され 1944 (昭和 19) 年 3 月に廃止された。大河内瑞学「私立伊予教員養成所のこと」伊予史談会編著『伊予史談』第 146 号、1957 (昭和 32) 年 5 月、28 ～ 29 頁。この他、私立学校による教員養成事業として私立澤田裁縫学校における小学校専科正教員養成 (裁縫) および中等教員養成、私立大成協会学校における尋常小学校本科正教員養成、私立松山技芸女学校における小学校専科正教員養成 (裁縫) などがある。私立学校における教員養成については今後の課題としたい。
- 44) 『愛媛教育』第 291 号、1911 (明治 44) 年 8 月 25 日、40 頁。
- 45) 大谷奨「国立公文書館所蔵文書『公立私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校』についての覚書一解題にかえて」船寄俊雄／無試験検定研究会編著『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』学文社、2005 年、26 ～ 27 頁。この他、同「1954 年教育職員免許法改正前後における中等教員養成の展開」TEES 研究会編著『「大学における教員養成」の歴史的研究』学文社、2001 年がある。
- 46) 例えば、「類似学校 自明治十五年 至明治四十年」(請求番号：M08-15-2) には愛媛教育協会上浮穴郡小学校准教員養成所、私立伊予教員養成所の設置申請書が、「中等学校 自明治三十六年 至明治四

十年」(請求番号：M08-13-22)には私立大成協会学校、私立愛媛県北宇和教員養成所の設置申請書がそれぞれ綴じられている(いずれも、愛媛県立図書館えひめ資料室所蔵)。

